

報告書案に対して寄せられた意見について

1 地方自治体から寄せられた意見

(浜松市次世代育成課 監査・調整グループ)

最低基準省令に関する内容が示されたが、幼稚園は文部科学省、認定こども園は内閣府の省令等に基づき指導監査を実施している。また認可外保育施設については、指導監督基準や評価基準に基づき監査を実施している。こうした、他の省令における指導監査も同様の取扱いになるのか。

(浜松市こども家庭部幼児教育・保育課 指導グループ)

今回の研究会報告書では、「児童福祉施設にも自治体の担当部署にも業務継続計画の専門家がないため、児童福祉施設側での業務継続計画の策定や地方自治体側での指導が円滑に行えるよう、ひな形のようなものを国から示すことが必要」となっている。

その際、厚労省の管轄である保育所と内閣府の管轄である認定こども園が足並みをそろえて対応できるよう連携を取っていただくことを希望する。

2 児童福祉施設関係団体等から寄せられた意見

(自立援助ホームわだちの家)

4ページの(1)書面監査について

- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）においては運営主体がNPO法人等の小規模な事業所が多いことや認可制ではなく届出制のため、事業の運営について設立間もない事業者には十分なノウハウの蓄積がない場合があります。

入居する児童からすれば、事業者によって受けられる支援に差があることは適切ではなく、所管する自治体には、指導監査を通じて児童福祉施設等の充実を図る責務があると考えられることから、「設置後5年未満の施設等」においては、書面監査ではなく実地監査を行うように定めていただきたいと思います。

- ・ 「書面監査において確認すべき事項や求めるべき書類等の目安を厚生労働省が示すべき」とのお考えには賛同します。是非、将来のオンライン化も見据えた目安となるようご検討をお願いします。

(全国児童発達支援協議会)

- ・ Web会議や書面での監査が明記されていて、確認できる点が良いと感じました

- ・ 「書面監査」として、何百枚もの紙を、データから印刷して提出することを求められないか心配です。「書面」はデータのままでも構わないことを明記してほしいと思います。
- ・ 監査は、「指導」という意味もあるものの自治体の担当者とやり取りができる貴重な機会と考えています。行政サイドが大切に考えていることと、こちらが大切に考えていること。矛盾に感じていることなどをやりとりしていく機会です。

したがいまして、書面監査はあくまでも暫定的なものにしてほしいと思います。

(全国保育協議会)

Ⅱ-2

この度の「新型コロナウイルス感染症」を体験したなかで、管轄保健所との意見と施設側の考え、感染した保護者、濃厚接触者にあたる保護者、感染に関わっていない保護者、職員の感情など、様々な人間模様が浮き彫りになった。感染防止対策には協力的だが、保護者は休職や行動制限には抵抗感を示す方が多い。早期の PCR 検査の実施で精神的安心感を持つことで対応にゆとりが持って対応にあたれると思われる。

今後、さまざまな感染症の早期対策に検査は重要視されるべきと思う。

- ・ マニュアル等の作成に所管保健所に協力を求める。(ひな形を作成して頂くでも可)
- ・ 保護者に対して、マニュアルの周知、理解と協力を求める。(重要事項説明に加える)
- ・ 職員に対して理解と協力を求める。(研修では義務的でつなぎ止めにならない)

※所管が周知、理解していることが重要であるとする。

Ⅲ-2

保育所等においては、養護と教育が一体となった保育を行うことが重要であるという視点を含めた業務継続計画とすることを記載してほしい。

Ⅳ-2

監査の重要性は十分理解している。その上で、感染症流行時の監査対応は段階を決めて行って頂きたい。

- ◎ 通常実地の施設監査
- ◎ 書面提出による監査 (リモートによる聞き取りは、可能とする)
- ◎ 施設近くに会議室を借りて頂いて、施設側が書類を持ち出し所定場所で監査を行って頂く。

(質問等はリモートにて行う、終了時に書類を施設が回収する)

・ ペーパーレスでの監査の際、役所のノートパソコンはセキュリティ対策でデータが読み込めず、パソコンを1台貸し出した覚えがある。書類では無くデータの入ったパソコンを持ち込むやり方

も有ると思う。

※前年度に指摘事項が無い場合、簡略して頂きたい。

施設内に入ることは避けて、また直接的接触は避けることがリスク回避になると思われる。

(日本肢体不自由児療護施設連絡協議会)

ご提案された報告書については、感染防止対策及び監査の方向性に対して賛同いたします。
状況により、書面監査ができることは有効であると思われます。

但し、事務負担を考慮し、提出書類が増えないことが前提であると考えます。

また、通常の監査においても時間短縮が図られるよう、書面で確認が取れる部分は省くなどの配慮があると良いと思います。

監査の目的は、最低基準の遵守の確認も大切であるとは思いますが、各施設独自の取り組みや利用者支援への努力、家族への支援、地域との関係性等、しっかりと評価して頂くことも大切だと考えています。

(全国児童養護施設協議会)

感染症対策にかかる業務継続計画、訓練や研修の具体的内容については、実施回答等、現場に過度な負担とならないよう検討いただきたい。